

新旧対照表

(下線部は変更部分)

改正前	改正後
<p style="text-align: center;">岩手県農業農村整備事業関係 週休2日工事実施要領</p> <p>(目的) 第1 【略】</p> <p>(定義) 第2 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 週休2日 作業日数内において以下に定める現場閉所を行うことをいう。 ア 完全週休2日 作業日数内において土曜日、日曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を現場閉所すること。 <u>イ 週休2日相当 土日に限定せず、現場閉所率が28.5%（8日/28日）以上であること。</u></p> <p><u>ウ 4週7休 土日に限定せず、現場閉所率が25.0%（7日/28日）以上、28.5%（8日/28日）未満であること。</u></p> <p><u>エ 4週6休 土日に限定せず、現場閉所率が21.4%（6日/28日）以上、25.0%（7日/28日）未満であること。</u></p> <p>(2) 週休2日工事 岩手県が発注する農業農村整備事業関係の工事のうち、週休2日に取り組む工事をいう。</p> <p>(3) 現場閉所 現場事務所等での事務作業を含め、1日を通して作業を一切行わないことをいう。ただし、現場安全点検（巡視）作業を行うことは可とする。</p> <p>(4) 作業日数 実工期から<u>準備日数、後片付け日数、連休等（ゴールデンウィーク、夏期休暇、年末年始休暇）の日数を除いた日数をいう。</u></p> <p>(5) 実工期 工事開始日（余裕期間が終了した日）から工事完成日（受注者が工事完成届を提出する日）までの期間をいう。</p>	<p style="text-align: center;">岩手県農業農村整備事業関係 週休2日工事実施要領</p> <p>(目的) 第1 【略】</p> <p>(定義) 第2 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 週休2日 作業日数内において以下に定める現場閉所を行うことをいう。 ア 完全週休2日 <u>（土日祝）</u> 作業日数内において土曜日、日曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を現場閉所すること。 <u>イ 完全週休2日（土日）</u> <u>作業日数内の各週において土日の現場閉所を原則とし、かつ対象期間内で4週8休以上（現場閉所率28.5%（8日/28日）以上）の現場閉所を行うもの。なお、受注者自らが土日以外（祝日など）にも現場閉所することは可能とする。</u> <u>また、事前の指示・協議により、災害対応や地元調整等から土日の施工が指定された場合、悪天候により稼働日数が極端に少なくなる場合など、やむを得ないと認められる場合は土日に代わる現場閉所日を設定できるものとする。</u> <u>ウ 月単位の週休2日</u> <u>作業日数内において、全ての月で4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。</u> <u>月単位の4週8休とは、作業日数内の全ての月毎に現場閉所率が、28.5%（8日/28日）の水準の状態をいう。ただし、暦上の土曜日・日曜日の閉所では28.5%に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に閉所を行っている場合に、4週8休（28.5%）以上を達成しているものとみなす。</u> <u>なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。</u> <u>エ 通期の週休2日相当</u> <u>作業日数内において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。</u> <u>通期の4週8休とは、作業日数内の現場閉所率が28.5%（8日/28日）の水準の状態をいう。</u> [4週7休及び4週6休は廃止]</p> <p>(2) 週休2日工事 岩手県が発注する農業農村整備事業関係の工事のうち、週休2日に取り組む工事をいう。</p> <p>(3) 現場閉所 現場事務所等での事務作業を含め、1日を通して作業を一切行わないことをいう。ただし、現場安全点検（巡視）<u>作業等、現場管理上必要な作業</u>を行うことは可とする。</p> <p>(4) 作業日数 実工期から<u>以下の日数を除いた日数をいう。</u> <u>ア 準備及び後片付け期間</u> <u>イ 年末年始を挟む工事では年末年始休暇分として12月29日から1月3日までの6日間</u> <u>ウ 8月を挟む工事では夏季休暇分として土日以外の3日間</u> <u>エ 工場製作のみを実施している期間</u> <u>オ 工事全体を一時中止している期間</u> <u>カ 発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間が生じる場合は、受注者間で協議して現場閉所による週休2日の対象外とする作業と期間を決定するとともに、変更契約時の設計図書に対象外とする作業と期間を明示する。ただし、現場閉所による週休2日の対象外とする期間は災害対応等のやむを得ない期間に限定すること。</u> <u>やむを得ず現場閉所による週休2日の対象外とする期間を設定する場合は、必要最小限の期間とするものとする。また、現場閉所による週休2日対象外期間においては、技術者及び技能労働者が交替しながら個別に週休2日に取り組めるよう、休日確保に努めるものとする。</u></p> <p>(5) 実工期 工事開始日（余裕期間が終了した日）から工事完成日（受注者が工事完成届を提出する日）までの期間をいう。</p>

(対象工事)

第3 【略】

(実施手続)

第4 発注者は、次のいずれかによる方式により発注することとし、入札公告の際、特記仕様書（別紙1記載例参照）に週休2日工事の対象であることを明示するものとする。

- (1) 発注者指定型
発注者が、完全週休2日又は週休2日相当に取り組むことを指定する方式
- (2) 受注者希望型
受注者が、工事着手前に発注者に対して、週休2日工事に取り組むことを協議したうえで実施する方式

2 受注者は、契約後、施工計画書の提出前に、週休2日の取組を工事打合せ簿で監督職員に報告するものとし、その取扱いは以下のとおりとする。

- (1) 【略】
- (2) 受注者は、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所を閉所するものとする。 ※第2(3)に記載のため削る
- (3) 対象期間中は、休工日を明示した実施工程表を作成し、履行報告時に監督職員に提出するものとする。
- (4) 橋りょう上部工工事、機械設備工事、電気通信設備工事等の工場製作期間と現場据付期間を有する工事においては、現場据付期間のみを対象期間とする。 ※第2(4)エに記載のため削る
- (5) 現場特性、天候、その他やむを得ない事情により、作業予定日を休工日とした場合は、当該作業予定日を休工日に振り替えることができる。この場合、振替作業日以降の修正工程表を速やかに監督職員に提出するものとする。なお、振替作業日が土曜日及び日曜日並びに祝日に関する法律に規定する休日となる場合は、完全週休2日の達成とはならないものとなる。
- (6) 災害時等の緊急対応及び品質管理・安全管理のために連続して行う必要がある作業等、やむを得ず休工日に作業する場合は休工日を翌日以降の作業予定日に振り替えできるものとする。なお、作業日が土曜日及び日曜日並びに祝日に関する法律に規定する休日となる場合は、完全週休2日の達成とはならないものとなる。
- (7) 休工日に発注者が緊急の作業を要請した場合や現場見学会等の対応を行った場合は、現場閉所日として取り扱うことができる。

3 【略】

(発注者の責務)～(週休2日の実施報告)

第5～6 【略】

(工事成績評定における評価、達成証明)

第7 発注者は、週休2日を達成した場合は、工事成績評定において次の各号の定めにより評価するものとする。なお、評価方法は、別途定める。

- (1) 完全週休2日の達成 監督員の工程管理及び創意工夫において加点評価し、さらに評定点合計に追加で2点加点評価
- (2) 週休2日相当の達成 監督員の工程管理において加点評価し、さらに評定点合計に追加で1点加点評価
- (3) 発注者指定型において、明らかに受注者側の週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合は、請負工事施工成績評定要領の別記様式第1「工事成績採点表」における審査項目「7.法令順守等」の「8.その他」の項目において2点の減点評価
- (4) 受注者希望型において、週休2日を達成できなかった場合の工事成績は減点なし

2 発注者は、発注者指定型において現場閉所率が28.5% (8日/28日) 以上の達成が確認できた場合、または、受注者希望型において現場閉所率が21.4% (6日/28日) 以上の達成が確認できた場合、完成検査終了後に現場の閉所状況に応じた週休2日達成証明書（別紙2参照）を主任技術者（又は監理技術者）に発行するものとする。

(工事費の積算)

第8 発注者指定型にあつては、当初の予定価格の算定において、それぞれの経費に第3項で定める4週8休以上の補正係数を乗じるものとする。また、市場単価方式における補正については、第4項で定める4週8休以上の補正係数を乗じるものとする。

ただし、精算時における現場閉所の達成状況を確認した結果、4週8休未満となった場合は、全ての補正係数分を減額して契約変更を行うものとする。その際、4週6休以上であっても補正は考慮しない。

2 受注者希望型にあつては、精算変更時に第5に定める期日までに必要な書類の提出があつた場合には、対象期間中の現場の閉所状況に応じて、それぞれの経費に第3項で定める補正係数を乗じるものとする。また、市場単価方式における補正については、対象期間中の現場の閉所状況に応じて第4項で定める補正係数を乗じるものとする。

(対象工事)

第3 【略】

(実施手続)

第4 発注者は、全ての工事を対象に、発注者指定型により発注することを原則とするが、現場条件等からこれにより難しい場合は受注者希望型で発注することができることとし、入札公告の際、特記仕様書（別紙1記載例参照）に週休2日工事の対象であることを明示するものとする。

- (1) 発注者指定型
発注者が、週休2日工事に取り組むことを指定する方式
- (2) 受注者希望型
受注者が、工事着手前に発注者に対して、週休2日工事に取り組むことを協議したうえで実施する方式

2 受注者は、契約後、施工計画書の提出前に、週休2日の取組を工事打合せ簿で監督職員に報告するものとし、その取扱いは以下のとおりとする。

- (1) 【略】
- (2) 対象期間中は、休工日を明示した実施工程表を作成し、履行報告時に監督職員に提出するものとする。
- (3) 現場特性、天候、その他やむを得ない事情により、作業予定日を休工日とした場合は、当該作業予定日を休工日に振り替えることができる。この場合、振替作業日以降の修正工程表を速やかに監督職員に提出するものとする。なお、振替作業日が土曜日及び日曜日並びに祝日に関する法律に規定する休日となる場合は、完全週休2日 (土日祝) の達成とはならないものとなる。
- (4) 災害時等の緊急対応及び品質管理・安全管理のために連続して行う必要がある作業等、やむを得ず休工日に作業する場合は休工日を翌日以降の作業予定日に振り替えできるものとする。なお、作業日が土曜日及び日曜日並びに祝日に関する法律に規定する休日となる場合は、完全週休2日 (土日祝) の達成とはならないものとなる。
- (5) 休工日に発注者が緊急の作業を要請した場合や現場見学会等の対応を行った場合、現場状況から交通規制が必要となり、交通誘導員を配置するものの、その他の一切の現地作業を行わない場合は、現場閉所日として取り扱うことができる。

3 【略】

(発注者の責務)～(週休2日の実施報告)

第5～6 【略】

(工事成績評定における評価、達成証明)

第7 発注者は、週休2日を達成した場合は、工事成績評定において次の各号の定めにより評価するものとする。なお、評価方法は、別途定める。

- (1) 完全週休2日 (土日祝) の達成 評定点合計に追加で2点加点評価
- (2) 完全週休2日 (土日) の達成 評定点合計に追加で1.5点加点評価
- (3) 月単位の週休2日の達成 評定点合計に追加で1点加点評価
- (4) 発注者指定型において、明らかに受注者側の週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合は、請負工事施工成績評定要領の別記様式第1「工事成績採点表」における審査項目「7.法令順守等」の「8.その他」の項目において2点の減点評価
- (5) 受注者希望型において、週休2日を達成できなかった場合の工事成績は減点なし

2 発注者は、週休2日の達成が確認できた場合、完成検査終了後に現場の閉所状況に応じた週休2日達成証明書（別紙2参照）を主任技術者（又は監理技術者）に発行するものとする。

(工事費の積算)

第8 発注者指定型にあつては、当初の予定価格の算定において、それぞれの経費に第3項で定める補正係数を乗じるものとする。また、市場単価方式・土木工事標準単価における補正については、第4項で定める補正係数を乗じるものとする。

ただし、精算時における現場閉所の達成状況を確認した結果、週休2日を達成できなかった場合は、全ての補正係数分を減額して契約変更を行うものとする。

2 受注者希望型にあつては、精算変更時に第6に定める期日までに必要な書類の提出があり、週休2日の達成が確認できた場合には、それぞれの経費に第3項で定める補正係数を乗じるものとする。また、市場単価方式・土木工事標準単価における補正については、第4項で定める補正係数を乗じるものとする。

3 補正係数

	4週8休以上 〔現場閉所率 28.5%(8日/28日) 以上〕	4週7休以上 4週8休未満 〔現場閉所率 25%(7日/28日) 以上28.5%未満〕	4週6休以上 4週7休未満 〔現場閉所率 21.4%(6日/28日) 以上25%未満〕
労務費	1.05	1.03	1.01
機械経費（賃料）	1.04	1.03	1.01
共通仮設費（率分）	1.04	1.03	1.02
現場管理費（率分）	1.09	1.07	1.05

4 市場単価方式における補正係数

	4週8休以上 〔現場閉所率 28.5%(8日/28日) 以上〕	4週7休以上 4週8休未満 〔現場閉所率 25%(7日/28日) 以上28.5%未満〕	4週6休以上 4週7休未満 〔現場閉所率 21.4%(6日/28日) 以上25%未満〕
鉄筋工（太径鉄筋を含む）	1.05	1.03	1.01
鉄筋工（ガス圧接）	1.04	1.02	1.01
防護柵設置工（ガードレール）	設置	1.01	1.00
	撤去	1.05	1.03
防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	1.04	1.03
	撤去	1.05	1.03
防護柵設置工（落石防護柵）	1.02	1.01	1.00
防護柵設置工（落石防護網）	1.03	1.02	1.01
防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	1.01	1.01
	撤去	1.05	1.03
道路標識設置工	設置	1.01	1.01
	撤去・移設	1.04	1.03
道路付属物設置工	設置	1.02	1.01
	撤去	1.05	1.03
法面工	1.02	1.01	1.00
吹付砕工	1.03	1.02	1.01
軟弱地盤処理工	1.02	1.01	1.00

3 補正係数

	補正係数
労務費	1.02
機械経費（賃料）	1.02
共通仮設費（率分）	1.02
現場管理費（率分）	1.05

4 市場単価方式・土木工事標準単価における補正係数

市場単価方式による週休2日の取得に要する費用の計上に関する補正係数

名称	区分	補正係数
鉄筋工（太径鉄筋を含む）		1.02
鉄筋工（ガス圧接）		1.02
防護柵設置工（ガードレール）	設置	1.00
	撤去	1.02
防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	1.02
	撤去	1.02
防護柵設置工（落石防護柵）		1.01
防護柵設置工（落石防護網）		1.01
防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	1.00
	撤去	1.02
道路標識設置工	設置	1.00
	撤去・移設	1.02
道路付属物設置工	設置	1.01
	撤去	1.02
法面工		1.01
吹付砕工		1.01
軟弱地盤処理工		1.01
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.01
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.02

橋梁用伸縮継手装置設置工		<u>1.02</u>	<u>1.01</u>	<u>1.00</u>
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		<u>1.04</u>	<u>1.02</u>	<u>1.01</u>
橋面防水工		<u>1.02</u>	<u>1.01</u>	<u>1.00</u>

(その他)

第9 【略】

(補則)

第10 この要領に定めるもののほか、この要領の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則 (平成30年7月13日付け農計第341号)

この要領は、平成30年7月13日から施行する。

附 則 (令和元年5月7日付け農計第1号)

この要領は、令和元年6月1日以降、入札公告に付する工事に適用する。

附 則 (令和2年3月24日付け農計第753号)

この要領は、令和2年4月1日以降、入札公告に付する工事に適用する。ただし、週休2日達成証明書の発行については、適用日以前に達成済みの工事に適用する。

附 則 (令和2年6月25日付け農計第279号)

この要領は、令和2年7月1日以降、入札公告に付する工事に適用する。

附 則 (令和3年9月29日付け農計第432号)

この要領は、令和3年10月1日以降、入札公告に付する工事に適用する。

附 則 (令和3年11月12日付け農計第513号)

この要領は、令和4年1月1日以降、入札公告に付する工事に適用する。

附 則 (令和4年8月31日付け農計第361号)

この要領は、令和4年10月1日以降、入札公告に付する工事に適用する。

附 則 (令和5年3月6日付け農計第769号)

この要領は、令和5年4月1日以降、入札公告に付する工事に適用する。ただし、第9については、令和4年4月1日以降完成した工事から適用する。

別紙1 特記仕様書記載例

【発注者指定型】

(週休2日工事)

第〇条 本工事は、岩手県農業農村整備事業関係週休2日工事実施要領（以下「実施要領」という。）に定める発注者が完全週休2日又は週休2日相当に取り組むことを指定する工事である。

2 「週休2日」とは、作業日数内において以下に定める現場閉所を行うことをいう。

(1) 完全週休2日 作業日数内において土曜日、日曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を現場閉所すること。

(2) 週休2日相当 土日に限定せず、現場閉所率が28.5%（8日/28日）以上であること。

橋面防水工		<u>1.01</u>
-------	--	-------------

土木工事標準単価による週休2日の取得に要する費用の計上に関する補正係数

名称	区分	補正係数
<u>区画線工</u>		<u>1.02</u>
<u>排水構造物工</u>		<u>1.02</u>
<u>コンクリートブロック積工</u>		<u>1.02</u>
<u>構造物とりこわし工</u>	機械	<u>1.02</u>
	人力	<u>1.02</u>
<u>鋼橋塗装工</u>		<u>1.01</u>

(その他)

第9 【略】

(補則)

第10 この要領に定めるもののほか、この要領の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則 (平成30年7月13日付け農計第341号)

この要領は、平成30年7月13日から施行する。

附 則 (令和元年5月7日付け農計第1号)

この要領は、令和元年6月1日以降、入札公告に付する工事に適用する。

附 則 (令和2年3月24日付け農計第753号)

この要領は、令和2年4月1日以降、入札公告に付する工事に適用する。ただし、週休2日達成証明書の発行については、適用日以前に達成済みの工事に適用する。

附 則 (令和2年6月25日付け農計第279号)

この要領は、令和2年7月1日以降、入札公告に付する工事に適用する。

附 則 (令和3年9月29日付け農計第432号)

この要領は、令和3年10月1日以降、入札公告に付する工事に適用する。

附 則 (令和3年11月12日付け農計第513号)

この要領は、令和4年1月1日以降、入札公告に付する工事に適用する。

附 則 (令和4年8月31日付け農計第361号)

この要領は、令和4年10月1日以降、入札公告に付する工事に適用する。

附 則 (令和5年3月6日付け農計第769号)

この要領は、令和5年4月1日以降、入札公告に付する工事に適用する。ただし、第9については、令和4年4月1日以降完成した工事から適用する。

附 則 (令和6年9月19日付け農計第378号)

この要領は、令和6年10月1日以降、入札公告に付する工事に適用する。

別紙1 特記仕様書記載例

【発注者指定型】

(週休2日工事)

第〇条 本工事は、岩手県農業農村整備事業関係週休2日工事実施要領（以下「実施要領」という。）に定める発注者が週休2日工事に取り組むことを指定する工事である。

2 「週休2日」とは、作業日数内において以下に定める現場閉所を行うことをいう。

(1) 完全週休2日 (土日祝)

作業日数内において土曜日、日曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を現場閉所すること。

(2) 完全週休2日 (土日)

作業日数内の各週において土日の現場閉所を原則とし、かつ対象期間内で4週8休以上（現場閉所率28.5%（8日/28日）以上）の現場閉所を行うもの。なお、受注者自らが土日以外（祝日など）にも現場閉所することは可能とする。

また、事前の指示・協議により、災害対応や地元調整等から土日の施工が指定された場合、悪天候により稼働

- 3 明らかに受注者側の週休2日に取り組む姿勢が見られない場合は、請負工事施工成績評価において減点評価を行うものとする。
- 4 本工事価格は、4週8休以上の達成を見込んで間接工事費等を補正している。ただし、精算時における現場閉所の達成状況を確認した結果、4週8休未満となった場合は、全ての補正を減額して契約変更する。その際、4週6休以上であっても補正は考慮しない。
- 5 その他、週休2日工事の取扱いは、実施要領によるものとし、下記ホームページを参照のこと。
https://www.pref.iwate.jp/sangyoukoyou/nouson/gi_jutsujouhou/1048032.html

【受注者希望型】

(週休2日工事)

- 第〇条 本工事は、岩手県農業農村整備事業関係週休2日工事実施要領（以下「実施要領」という。）に定める受注者の希望により週休2日に取り組むことができる工事である。
- 2 週休2日の取組の有無は、施工計画書の提出前に工事打合せ簿で監督職員に報告するものとする。
なお、週休2日に取り組むことを理由に工期の延長は行わない。
 - 3 「週休2日」とは、作業日数内において以下に定める現場閉所を行うことをいう。
 - (1) 完全週休2日 作業日数内において土曜日、日曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を現場閉所すること。
 - (2) 週休2日相当 土日に限定せず、現場閉所率が28.5%（8日/28日）以上であること。
 - 4 週休2日を実施したことが認められる場合は、間接工事費等を補正し契約変更を行うものとする。
 - 5 その他、週休2日工事の取扱いは、実施要領によるものとし、下記ホームページを参照のこと。
https://www.pref.iwate.jp/sangyoukoyou/nouson/gi_jutsujouhou/1048032.html

日数が極端に少なくなる場合など、やむを得ないと認められる場合は土日に代わる現場閉所日を設定できるものとする。

(3) 月単位の週休2日

作業日数内において、全ての月で4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

月単位の4週8休とは、作業日数内の全ての月毎に現場閉所率が、28.5%（8日/28日）の水準の状態をいう。ただし、暦上の土曜日・日曜日の閉所では28.5%に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に閉所を行っている場合に、4週8休（28.5%）以上を達成しているものとみなす。

なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

(4) 通期の週休2日相当

作業日数内において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

通期の4週8休とは、作業日数内の現場閉所率が28.5%（8日/28日）の水準の状態をいう。

- 3 明らかに受注者側の週休2日に取り組む姿勢が見られない場合は、請負工事施工成績評価において減点評価を行うものとする。
- 4 本工事価格は、4週8休以上の達成を見込んで間接工事費等を補正している。ただし、精算時における現場閉所の達成状況を確認した結果、4週8休未満となった場合は、全ての補正を減額して契約変更する。
- 5 その他、週休2日工事の取扱いは、実施要領によるものとし、下記ホームページを参照のこと。
https://www.pref.iwate.jp/sangyoukoyou/nouson/gi_jutsujouhou/1065936.html

【受注者希望型】

(週休2日工事)

- 第〇条 本工事は、岩手県農業農村整備事業関係週休2日工事実施要領（以下「実施要領」という。）に定める受注者の希望により週休2日に取り組むことができる工事である。
- 2 週休2日の取組の有無は、施工計画書の提出前に工事打合せ簿で監督職員に報告するものとする。
なお、週休2日に取り組むことを理由に工期の延長は行わない。
 - 3 「週休2日」とは、作業日数内において以下に定める現場閉所を行うことをいう。
 - (1) 完全週休2日（土日祝）
作業日数内において土曜日、日曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を現場閉所すること。
 - (2) 完全週休2日（土日）
作業日数内の各週において土日の現場閉所を原則とし、かつ対象期間内で4週8休以上（現場閉所率28.5%（8日/28日）以上）の現場閉所を行うもの。なお、受注者自らが土日以外（祝日など）にも現場閉所することは可能とする。
また、事前の指示・協議により、災害対応や地元調整等から土日の施工が指定された場合、悪天候により稼働日数が極端に少なくなる場合など、やむを得ないと認められる場合は土日に代わる現場閉所日を設定できるものとする。
 - (3) 月単位の週休2日
作業日数内において、全ての月で4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。
月単位の4週8休とは、作業日数内の全ての月毎に現場閉所率が、28.5%（8日/28日）の水準の状態をいう。ただし、暦上の土曜日・日曜日の閉所では28.5%に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に閉所を行っている場合に、4週8休（28.5%）以上を達成しているものとみなす。
なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。
 - (4) 通期の週休2日相当
作業日数内において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。
通期の4週8休とは、作業日数内の現場閉所率が28.5%（8日/28日）の水準の状態をいう。
 - 4 週休2日を実施したことが認められる場合は、間接工事費等を補正し契約変更を行うものとする。
 - 5 その他、週休2日工事の取扱いは、実施要領によるものとし、下記ホームページを参照のこと。
https://www.pref.iwate.jp/sangyoukoyou/nouson/gi_jutsujouhou/1065936.html

受注者	
主任（監理）技術者	
工事名	
工事請負金額	¥
発注型式	発注者指定型・受注者希望型（どちらかを削除）
週休2日達成状況 （該当するものに○）	完全週休2日 <u>週休2日相当（4週8休）</u> <u>4週7休</u> <u>4週6休</u>
完成年月日	<u>完成</u> 年 月 日

上記工事は、岩手県農業農村整備事業関係週休2日工事実施要領に基づき、週休2日を達成したことを証明します。

年 月 日

〇〇広域振興局農政部
農村整備室長又は
〇〇センター所長

印

別紙3 【略】

受注者	
主任（監理）技術者	
工事名	
工事請負金額	¥
発注型式	発注者指定型・受注者希望型（どちらかを削除）
週休2日達成状況 （該当するものに○）	完全週休2日 <u>（土日祝）</u> <u>完全週休2日（土日）</u> <u>月単位（4週8休）</u> <u>通期（4週8休）</u>
完成年月日	年 月 日

上記工事は、岩手県農業農村整備事業関係週休2日工事実施要領に基づき、週休2日を達成したことを証明します。

年 月 日

〇〇広域振興局農政部
農村整備室長又は
〇〇センター所長

印

別紙3 【略】